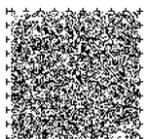


令和6年10月31日

令和6年度第2回

世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が  
一致しないことがあります。ご了承ください。





午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 予定の時刻になりましたので、今年度第2回目の障害者施策推進協議会を始めたいと思います。私は、障害施策推進課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

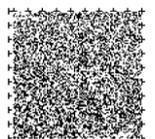
まず初めに、本日の委員の出欠席の状況になりますが、横浜国立大学の委員から欠席の連絡をいただいております。それから、世田谷区聴覚障害者協会の委員からは遅れていらっしゃるということで連絡が入っております。いずれにいたしましても過半数を超えておりますので、本日の協議会は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆様、こんばんは。障害福祉部長でございます。本日はお忙しい中またこの夜間に、お集まりいただきましてありがとうございます。

障害福祉部では、今年度インクルージョンプラン初年度ということで、障害当事者の方の選択を支援するという大事なキーワードの下に、様々な施策に着手しているところでございます。

本日は10月の最終日ということですが、実を言うと10月18日の金曜日まで第3回区議会定例会が1か月にかけて開催されました。この会議は、令和5年度の決算を審議するという重要な議会であったわけですが、その間、様々障害福祉に関する質問がありました。最近の傾向といたしましては、障害福祉に関する質問、これまでは障害福祉部で答えるということが多かったんですけれども、今日の次第にもありますが、例えば、インクルーシブ教育や特別支援学級については教育委員会で答えるとか、あと、今度新しくできる図



書館について、例えば視覚障害者が使いやすいような図書館にしてほしいですとか、世田谷区も障害者雇用率がなかなかちょっと達成できていない部分もありますけれども、しっかりそれに対応するよという質問に対しては人事課が答えるですとか、あとユニバーサルデザインに関しては都市整備領域が答えるということで、当然障害福祉部が答える部分もありましたけれども、障害福祉に関する質問であっても、区役所の中の様々な所管が答弁するという機会が多くなりました。

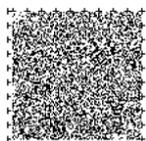
これは区議会議員さんの意識も変わってきたと思ひまして、世田谷区の場合人口90万人以上いますので、縦割りと言われておりますけれども、区役所内で障害福祉に関しては障害福祉部だけがやるのではなく、各部が責任を持ってやれるところをやっていくといった方向に今向かいつつあるかなと思ひて、私自身はいい傾向だなというふうに思ひております。

本日は、また皆様方の貴重な意見をお聞きしながら、障害福祉の施策に反映していただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害施策推進課長 続きますして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。まず最初に次第でございます。続いて、資料1が、高次脳機能障害支援に関する検討状況について、資料2が、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画令和7から9年度の素案について、資料3が、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）について、最後に質問・意見用紙がついてございます。

過不足ございましたら、最寄りの職員にお声がけください。大丈夫でしょうか。

そのほか、机上に前回の第1回目の議事録も参考にお配りしております。こ



ちら、実は事前に皆さんにメールでお送りしたものに一部誤りがございまして、もう1回メールでお送りし直してございまして、議事録につきましては後から送ったほうが正しいものとなってございます。今日の机上のものは修正後のものになってございます。御了承ください。

それから、本日の報告事項の次第の順番なんですけれども、ちょっと説明する職員の関係等ございまして、順番で言いますと(3)、(2)、(1)という順番で今日は説明させていただければと思っております。一番最初が、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインの素案についてというところから始めてまいります。よろしくお願いいたします。

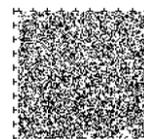
それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 皆さん、こんばんは。今、部長のお話にもありましたけれども、私もいろんな自治体の障害関連に関わっているんですが、教育がこんなに障害施策推進協議会の中で取り上げられている自体はちょっとほかにはないかなと、非常に今日はまた期待をしながら参りました。

それでは、早速、報告事項の3番目、資料3になりますが、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインの素案ということで、これは副参事からですね。お願いいたします。

○副参事 皆さん、こんばんは。学校教育部副参事と申します。本日ですけれども、この後、次の会議がありまして、私の報告が終了し次第、退席させていただきます。申し訳ありません。

世田谷インクルーシブ教育ガイドライン（素案）についてですけれども、ちょうど本日、先ほど作成委員会が行われまして、そこでは最新の資料をお示し



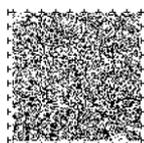
しているんですけれども、今現在公開しているものとして9月のものになっているので、ちょっと少し前のものになってしまうんですけれども、説明をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

まず、1の主旨でございます。教育委員会では、令和5年度からせたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定に向けて、庁内関係所管、学校関係者及び外部有識者を交えた作成委員会を教育委員会事務局内に設置し、検討を重ねてまいりました。このたび、せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（素案）を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

続いて、2、区が目指すインクルーシブ教育の基本理念でございます。本ガイドラインの取りまとめに当たり基本理念を定めました。

まず、(1)区では、障害のあるなしにとどまらず、様々な個性や背景、状況のある全ての子どもが同じ場で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決めることを促し、見守り、伴走し、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を推進していくこと、また、(2)大人側の「こうあるべき」というこれまでの観念を改めて見詰め直し、現在の制度の中で何ができるかを絶えず考えていき、これまで進めてきた区の教育の知見を生かしつつ、住み慣れた環境の中で子どもたち一人一人が望む学びが行われるよう、できることから一歩ずつ前へ進めていくこととございます。

続いて、裏面です。3、ガイドライン（素案）の主な内容でございます。まず、本ガイドラインは、教員に対し、これまでとは違う意識で学級運営や授業等を行ってもらうことを目的とし、インクルーシブ教育を推進していく学校や教員をサポートするためのものとして作成しております。基礎知識や基本理念、推進していくための5つのコンセプト、日々子どもたちと接している教員



の意欲の向上や不安の軽減を図るため、身近な区内での取組事例やガイドラインの活用例、また、こちらのガイドラインにはまだ示されていないんですけれども、教育委員会の取組についても掲載をしていくものでございます。詳細については、本編にてこの後御説明いたします。

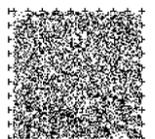
次に、4、区民意見募集ですが、区民意見募集やシンポジウム、それから学校関係者からも多くの御意見を伺っておりますので、現在案への反映を検討しているところでございます。

5、今後のスケジュールにつきましては、2月の文教常任委員会にて案として報告し、3月に策定する予定です。

それでは、本編の御説明をさせていただきます。

まず、表紙を御覧ください。今回のガイドラインは、当事者である子どもの思いを尊重し、見守り、伴走することが非常に大切であるということから、「日々、問いかけていますか？『あなたはどうしたい？』』としたサブタイトルを掲げました。これは、この後ちょっと御意見をいただいているので、この次のバージョンでは少し変更しております、子どもの主体的な成長を促す教育をしていますかというサブタイトルに変わっております。

続いて、2ページ、3ページの1章を御覧ください。ここでは、ガイドラインを読むに当たって前提として踏まえておいてほしいことを教育長及びガイドライン作成委員長の挨拶として記載しております。2ページの教育長の挨拶では、世田谷区の現状や、大人がこうだと決めるのではなく、子どもを信じて待ち、寄り添う姿勢、意識が大人に求められること、当然のここのように思えて非常に難しいが、この考え方は今後の世田谷の教育の根幹をなすものであること、本ガイドラインに基づき、一步ずつ推進していくことをうたい、3ページ



の委員長の挨拶では、インクルーシブ教育は全ての子どもたちが背景や能力にかかわらず、共に学び成長することを目指すものであり、本ガイドラインはこれらの意識を持ち、実際に行動してもらうための視点を示すとともに、学校や先生方をサポートするために作成したものであると、その目的を明確にしております。

4 ページの第2章では、ガイドラインの位置づけ・構成を記載しており、本ガイドラインは区に関連する条例や計画と連携していくものでございます。

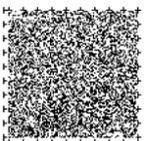
5 ページ以降の第3章では、インクルーシブ教育についての基礎知識やインクルーシブ教育の意味と意義、区が目指す姿をまとめました。

6 ページ中段において、世田谷区の現在の立ち位置を、また、7 ページに合理的配慮について説明しております。

8 ページから10ページを御覧ください。前半は、インクルーシブ教育に関するこれまでの世界的な歴史について記載しております。後半は、そういった歴史を背景として、世田谷区では誰一人取り残さない教育を基本に、全ての子どもを包容する、共に学び、共に育つための質の高い教育を行うために、体制の充実や、既存の制度からよりよい新たな制度への再構築を図っていくことを伝えております。

11ページには、先ほど御説明いたしました基本理念を記載しております。

12ページ、13ページを御覧ください。基本理念に基づき5つの行動コンセプトを定めました。「こうあるべき」と大人が決めるのではなく、子どもたちの自己決定、自分たちはこうしたいということを促すこと、そして、子どもたちの自分たちはこうしたいということを実現するための環境を整えるなど、後押しをすること、喜びや失敗を積み重ねて成長していく子どもたちを信じて見守



ること、多様性への理解を深め、社会性や豊かな人間関係を育むために、子どもたち同士のつながりを大切にすること、特別支援教育や子どもたちの多様な背景と支援の方法についての基礎的な知識及び技能など、教員の専門性を向上させること、この5つのコンセプトを掲げ、皆さんが今行っていることは、このコンセプトを踏まえたものになっていますかと問いかけ、これに基づいてインクルーシブ教育を進めていってほしいというメッセージを伝えております。

14ページから16ページでは、ガイドラインを読んだ教員がインクルーシブ教育について把握、理解し、取組への意欲の向上や不安の軽減が図られるよう、身近な区内の学校で実際に取り組まれている事例やガイドラインの活用例をまとめました。今後、さらにこの事例を増やしていく予定です。また、望ましくない事例についても盛り込む予定です。

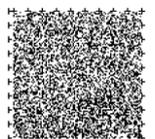
17ページから19ページは、ガイドラインの活用の仕方として、職員会議や校内研修、自己研鑽、保護者会、地域への発信での活用例を記載しております。

20ページ以降には資料編として、今後、世田谷区の制度等について記載する予定でございます。

御報告は以上でございます。ありがとうございました。

○部会長 御説明ありがとうございました。

誰一人取り残さないということで、今までだと割と、障害がある子とない子というところに着目していたのが、LGBTQとか、外国語を使っている方とかも入っているというのが、本当に世田谷の新しい視点だなと思いながら拝見しましたが、委員の皆様、今の御説明に関して御質問や御意見おありの方、お願いをいたします。

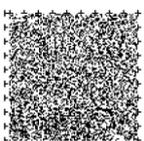


○委員 視力障害者協会です。御説明ありがとうございます。私も事前にメールでいただいたので聞かせていただきました。理念、すごい進め方がいいなど思う反面、ちょっと幾つか質問します。

まず、今日、同時進行で専門部会というのが開かれていますよね。その中に当事者団体が確か入っていると思うんですけども、何団体入っているんですか。一遍に質問を言いますね。

2つ目、この中において、私も実は視覚障害の立場でお母様からいろいろ相談を受けています。弱視学級の問題です。世田谷区は笹原小学校1校のみの弱視学級なんですけど、そのお子さんは、本来ならば特別支援学校に行くべきものである視力の程度でありますけど、お母様の理解で何とか一般学校に行っています。ただ、一番問題になっているのは、このところにも人材不足、教員の理解不足ということで、私たちの動きによって特別に配慮していただいて、支援員を配置していただきました。支援員はまだまだ不足していると思うんですけども、教員だけのものだけじゃなくて、そういう支援員の支援とか、予算とか、そういったようなものをやっていかないと、とてもじゃないけど厳しいよというお母様の指摘が出ていまして、視力についてはまだまだ足りない部分があると思うんです。同様にほかの障害の方たちも、支援員については具体的にやらなきゃいけない問題があると思うんです。

これも同時進行で、単なるボランティアではなく、地域の問題を地域で解決していこうということをしないと、この支援員の決定というのは学校長が決められる話ですよ。配置をどのぐらいやっていくかというような推移、それから数値で評価をしていただかないと、この学校にはいる、この学校にはいないでは格差になります。ということで、視覚と聴覚の特別の支援学級等の配置が



ちょっと少ないんじゃないかと思っています。数字の中ではあまり多くいるような形には見せてないですが、私たち視覚障害者の団体では、かなりの声が寄せられているんですね。そのようなことについても、やっぱり頑張っしてほしいということと、さらにこれは要望です。

20ページぐらいの要望がありますけれども、私たちもやはり意見を言わせていただいた以上は、情報保障ということで、音声版の作成、音声コードをつけることになるとおもいますが、きちっと情報保障はお約束いただきたいというお願いを専門委員じゃないですけども、この場でしておきたいと思しますので御検討お願いします。以上の3つです。

○副参事 ありがとうございます。まず、1点目の本日参加していただいた団体ですけども、6団体ございました。

○委員 ごめんなさい、障害で6団体？障害に関係している私たちの当事者団体とかあるじゃないですか。それが6団体も出ているの。

○支援教育課長 支援教育課でございます。

本日、作成委員会にお越しいただいたのは、区民意見に意見を寄せていただいた団体の方、6団体に御出席をいただいた次第でございます。以上です。

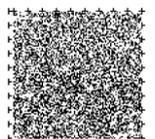
○委員 障害の当事者団体は入っていないんですか、入っているの。

○支援教育課長 障害の団体です。

○委員 それが6？

○支援教育課長 区民意見を寄せていただいた団体ということで、6団体でした。

○副参事 2点目について、支援員のというところですか。こちらは教育委員会としても、十分に充実させていく必要があると考えておりますので、支援員の



拡充、支援員の専門性を高めるための研修、それから、教員も含めてそういったところの専門性を高めるための専門家を委員に入れた、専門家チームの拡充も今考えているところでございます。

3点目の音声コードについても検討させていただきます。

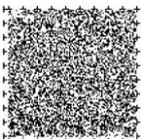
○委員 音声コードじゃなくて音声版。音声コードは当然やると思うんです。

○副参事 情報保障というところですね。検討させていただきます。

○部会長 ありがとうございます。委員、今の御説明でよろしいですか。

○委員 あとごめんなさい、追加で、支援員の賃金があまりにも安過ぎるんですよ。最低賃金しか出していないじゃないですか。今たしか1,170円ですよ。交通費も出ないというお話なので、民生委員と同じような状況であるために、やっぱり、これは単なるボランティアじゃないと思うんですよ。いわゆる教員で退職された方だってお手伝いする場もある。中には、教員の資格を持っているけれども、全然現場もやったことない方だとか、若い方だって十分にできる、学生さんだってできる、いろんな部分があるので、それって何か予算があまりにも少ないなと思っていて、たしか、国はこの支援員制度を全国の学校に配置するという予算化がされたような気がするんですよ。それは区にも当然助成金だとかが下りてくるならば、どの学校にどれだけの人数が足りないかということ把握していかないと、教員だけでは絶対足りませんよね。

それから、視覚障害児の子どもさんの話だと、家から学校に行くまでが学区外の方なので、親がわざわざ通学を毎日のようにヘルプしているんです。そうすると、周りの方たちもお手伝いしてあげるとか、学校側の受け入れ態勢ができていないと、バリアフリーの問題もできていないと、とてもじゃないけれども、子どもさんは30何人の中の1人で取り残されちゃっているんですね。すご



い大変な問題だけど、この問題はまだここには、いろんな箇条書きは出ていませんけれども、何か大丈夫かなという心配があって、ほかの障害児の見せ方は強いけれども、視覚と聴覚が弱いように感じちゃったんですよ。だから、やっぱり僕も本当はこの団体のときにヒアリングに出たかったんですよ。個別でまだ間に合うなら、この件はお話しさせてください。これは教育指導課に話をすればいいんですか。

○副参事　そうですね、まず教育指導課のほうに御連絡いただければと思います。

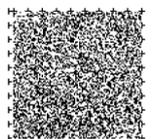
○委員　分かりました。ありがとうございます。

○部会長　それでは、また御意見は教育指導課のほうにお願いいたします。ほかに、このガイドラインに関連して、オンライン参加の委員の皆様も何かあればお願いいたします。

○委員　重症心身障害児（者）を守る会です。よろしくお願いいたします。

17ページの第5章、ガイドラインの活用について、5－1職員会議・校内研修等でというところの例が挙げてあるんですけども、15分×6回というところで、ちょっとこの内容を読む限り、「(第1回)第1章～第3章を校長等が読み上げ、感想を交流する」というところで、校長先生が読み上げているだけで15分終わっちゃうんじゃないのかなとか思ってしまって、これって形だけでこういうことをやりましたということで終わらないのかなととても心配いたしました。校長先生が読み上げなくても、先生方が各自読み上げて、そこで感想なり、ちゃんと意見交換していただいて、もっと内容を詰めていただいたほうが意義のあるものになるのではないのかなと思いました。

やはり、学校って、私の息子は都立の特別支援学校に通っておりますけれど

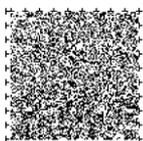


も、いろいろな施策がある中で、管理職の先生方はちゃんとその内容を把握してちゃんと進めてくださっているんですけども、実際子どもに関わってくださる現場の教職員の先生方がどれだけこれを理解していて、どれだけ私どもの子どもをちゃんと指導して下さったり、見てくださるかというところが一番大切なところであって、本当にこういう形だけ、会議だけをして、やりました、終わりますではとても残念に思いますので、このあたり——でも、やはり教職員の方々もブラックと言われておりますので、なかなか時間確保というところが難しいのかなとも思いますので、15分であれば15分の内容をもっと密にさせていただいて進めていただいたほうが、意義のあるものになるのではないかなと思っております。

あともう1点ですけれども、2014年に障害者の権利条約の批准で、24条教育のところ、最後に生涯学習の確保が表記してあるんですけども、やはり、世田谷区も誰一人取り残さない教育というところの観点からいきましたら、当会にもとても重い知的障害と重い身体障害の方がいて、学校に通いたくても通えないという人がいます。そういう人たちの生涯学習というところを、やはり教育という観点から、そこの中にもぜひ入れてほしいなと希望いたします。以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘ありがとうございました。教育指導課のほうから何かあればお願いいたします。

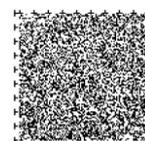
○副参事 ありがとうございます。我々もこれをつくって終わりではなくて、やっぱりつくってからが、いかに教員に浸透させるかというところが大事だと思っておりますので、これは一つの例として職員会議でこんな形でというのも示しているんですけども、区としてもしっかり研修を行いながら、それも年



にぼつぼつとやる研修だけではなくて、やっぱりその都度相談を受けながら、こちらからも返しながらというような専門家チームというものをつくって、随時フォローができるようなものとか、おっしゃっていただいたように教員も働き方改革と言われていいますので、先ほどもお伝えした支援員の拡充というところも、先生たちに頑張れ頑張れと言うだけではなくて、具体的に教育委員会としてもこういうフォローをしていきますよというところで進めていければと思っております。ありがとうございます。

○委員 東京都自閉症協会です。先ほど私は意見を述べさせていただいているんですけども、ちょっとここでもお聞きしたいことがあるのと、議事録に残していただきたいので質問させていただきます。

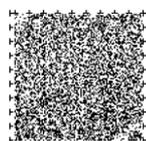
私たち自閉症協会の立場では、このインクルーシブ教育ガイドライン自体はとても賛成なんですけれども、やっぱり書き方の問題でとても懸念している点があって、同じ場で学ぶということが強調され過ぎている。それを望んでいらっしゃる団体さんだったり、その活動をしていらっしゃる方が世田谷はいっぱいいいらっしゃるのも私たちは分かってはいるんですけども、ただ、実際やっぱり私たちが受ける相談では、通常級の中でいづらかったり、つらい思いをされて不登校になってしまったり、そういう方の相談をいっぱい受けているので、なので、本当に今の学校の現状と照らし合わせると、今の世田谷の学校の状態のままで、本当に同じ場にいるということだけが強調されてしまうのはミスリードになってしまうのではないかと思っていて、それで、やっぱり親御さんたちの期待もすごく高いので、ぜひ自分の子どもを普通級にという方もいっぱいいらっしゃるんですけども、本当にそれが子どもにとって幸せな結果につながるのであれば、ぜひ応援したいというのはありますけれども、やっぱり



私たちは現状を知っているので、どうかなとちょっと思ってしまうんですね。

なので、先ほどアメリカの例とかもお話しさせていただきましたけれども、日本の特別支援教育を完全否定するわけではなくて、やっぱり今までの歴史であったり、経過だったりというのをきちんと検証した上で、いい部分は残して、変えていくべきところは未来に向かって変えていけばいいと思うんですけども、そこで、同じ場にいるということだけを強調することがないように、その書きぶりはしっかり、ちょっともう一度見ていただきたいのと、そういう意見に対して理解してくださっているのかというのが大変不安に思っておりますので、ちょっと御回答いただければと思います。

○副参事 ありがとうございます。やはり、我々も考えているのは一人一人の子どもが、11ページのところにも書かせていただいているんですけども、誰もが自分らしく学校生活を送れるように一人一人の学びを保障する、一人一人に合った学びを提供するというのが大事だと思っています。確かに今の状況、現状で何もフォローなしに同じ教室というところに一足飛びにはなかなかいかないところがあると思いますので、次のバージョンには書いているんですけども、また課長から次の報告でありますけれども、いずれ特別支援学級を全校に増やして行って、まずは先生たちに専門性というか、その知識とか経験がまだ十分ないので、特別支援学級がない学校もやっぱりいっぱいあるので、そうすると、なかなかそれを学ぶ、経験する機会がないので、まずは特別支援学級を拡充して行って、子どもにとっても近くの自分の住み慣れたところで通えるという状況をつくることと、自分の学校に特別支援学級があるというところで、通常学級の先生もそこでの交流であったり、知識、経験を得ていく中で、どの場であっても、どの先生でも同じように子どもたちに質の高い教育を



提供できるようにというところで、まずは先生たちの意識と知識、意識改革というところで進めていこうと思っております。今いただいた御意見についても、十分にこちらでも理解させていただいておりますので、そこを踏まえて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員 大変安心いたしました。やはり、特別支援学級もなくしたほうがいいというような意見も出ているのを拝見しましたし、もうちょっと段階的にいけばいいと思うんですけども、やっぱりガイドラインなので理想的なことが書かれているのは仕方ないと思いつつも、その子がその子らしくいられる学級という言葉って非常に漠然としているので、やっぱり誤解する方だったり、同じ場とか、共に学ぶとか、全部言葉が誤解されやすいなというふうに思っていて、そのところで漠然としたことがミスリードにつながらないような言葉を一つ一つ検証していただければというふうに思っております。安心しました。ありがとうございます。

○委員 区民委員です。

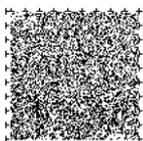
私も委員と同じ感想をこのガイドラインを事前に読んで感じていまして、一緒にいることを前提に、そこを強調し過ぎているので、一体その中で質の高い教育って何を目指しているんだろうとすごく心配になっていたんですね。やはり、質の高い教育って、例えば学童期であれば多様性の理解だったり、社会性、道徳、人間関係の構築、みんなで仲よく社会の中で生きていきたいと思いますという教育はとても大切だと思いますけれども、学年が上がるにつれて、やっぱり障害の有無にかかわらず、学力をきっちりつけていくことって、これからの世の中を生き抜いていく中で、読み書き、計算、それから理解など、知識の構築ってとても大事だと思うんですけども、このガイドラインを読んでいく中



で、本当にいろんな多様性のある子どもたちにどうやって学力をつけていくんだらうなというのが、一番感じたところです。やはり、予算的なこともあると思うんですけども、多様性のある抱えているものがある子どもたちが学力を構築するためには、いろんな種類の機器が必要になると思うんですよ。やっぱり、そこにはきちんと予算がつけられるように、今本当に福祉機器展なんかに行くと、物すごくいろいろ福祉機器が発展しているので、ぜひそういうところに予算をつけていただいて、全ての子どもが、質の高い教育という中に学力の構築が含まれるように、導いて行っていただきたいなというように思いました。それで、今の委員の御質問の中で、実際のところは特別支援学級を増やしていくというところから始められるというところで、私もそれが現実的にとってもいい方策ではないのかなと思いましたが、特別支援学級にもとてもメリットがあると思うので、そこはよかったところを生かして行っていただきたいと思いました。

あと、16ページの外国人、帰国児童・生徒と共に授業の事例というところで、委員と一緒になんですけれども、私もやっぱり、このところで大学生のボランティアに依存してはいけないのではないかという感想を持ちました。どうしてまた大学生なのかなと思ったんですけども、大学生のボランティアさんたちって、多分、恐らく自分の生活が優先になると思うんですね。こんな大切なことを無償の大学生のボランティア、時間があるときだけお願いするという視点は、いささかちょっと心もとないのではないかなと思いました。以上です。ありがとうございました。

○部会長 今の委員の御意見に対しては何かございますか。やはりとても大事な御指摘です。



○副参事 ありがとうございます。今の外国人、帰国児童・生徒については、まず、梅丘中学校に帰国外国人相談室というものがあまして、そこでの初期指導、それから通級指導とか、補習教室とかというところで、大学生ではなく、きちんと資格を持った者が指導をしているところなんですけれども、それ以外のところでできることとして、大学生のボランティアも考えられるというところで、ただ、おっしゃったようにまだ十分ではない部分があると思いますので、そういった初期指導についても拡充をするとか、そういったところで今検討をしております。ありがとうございます。

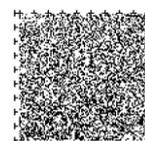
○部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか、それでは、先に委員が挙げてくださったかな。お願いします。

○委員 肢体不自由児（者）父母の会です。

今日いっぱい言わせていただいたので、もう一つ、特別支援学級を増やすというお話だったんですけれども、今小学校で肢体不自由をしているのが2校だけだと思うんですけれども、全校の中に肢体不自由が入れる学級というのが、知的のお子さんと肢体不自由のお子さん一緒のお部屋で教育するというのがとても難しいと思うんですね。肢体のほうは増やす予定はあるのかどうか、ちょっとお伺いしてもいいでしょうか。

○支援教育課長 支援教育課から回答いたします。

肢体不自由学級については、現状の小学校については松沢と奥沢、中学校については東、深沢になっています。児童生徒の推計を見る限り、そこが増加する見込みがちょっと今のところ推計がないので、現状維持ではありますが、肢体不自由の学級につきましてはスクールバスがありますので、逆に分散してしまうと児童生徒の数、1学級の数が減ってしまうということもありますので、



今の規模感でしていくほうが、お子さんの教育になるかなと考えております。  
以上です。

○部会長 すみません、今、委員も手を挙げてくださっているので、ちょっと申し訳ありませんが、ぜひ。

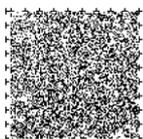
○委員 ありがとうございます。ちょっと軽く、インクルーシブの共生社会の  
ところの図の中にギフテッドということも書いてあったので、ちょっと付け足  
そうかなと思ひまして、私の上の子も高IQの自閉症と診断されまして、都内  
でギフテッド療育をうたっていました民間のフリースクールに通わせていたん  
ですけれども、そこもあまりうまくいっていませんで、ギフテッドの教育とい  
う面で、日本国内の中で成功した事例って多分ないんだと思うんですね。大変  
高額であったんですけれども、なので、結構今そういう子って行き場もなく、  
正解も分からない状況で、親も子も困っている状況もありますので、その子た  
ちの視点というのが、答えもないのでこれからだと思うんですけれども、盛り  
込んだ中にはちょっと見受けられなかったもので、少しそういう子たちのことも  
考えていく文面があるとありがたいかなと思ひました。以上です。

○部会長 委員、ありがとうございました。

副参事はこの後、別のまた会議がおありだということなんですが、ぜひこの  
ことをという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 公募委員です。

19ページの5-3、「保護者会で」を拝見いたしました。私のような当事者  
の親ということで、保護者会には今まで何度も出てきているんですが、本当に  
保護者会で負い目を感じているような気分になることが多々ありました。今回  
の理解啓発を図ることが不可欠とありますが、理解啓発は具体的にどのよう



な、このガイドラインを皆さんにお配りするようなことではなかなか理解啓発が進まないと思いますので、具体的なことを何かやっていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

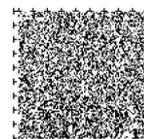
○部会長 委員、ありがとうございます。ほかにもという方はいらっしゃいますか。

○委員 仕事の関係で遅れまして申し訳ございませんでした。世田谷区聴力障害者協会と申します。

11ページですが、ここに丸い図がございます。これの中に言語というのが書いてあります。これは多分、外国人のことだと思うんですが、例えば、聞こえない方は学ぶ上でも少し考えに配慮が必要なんです。普通、手話通訳やノートテイクなどの保障だけではなく、同じ言語を持つ人、例えば、聞こえない人同士のコミュニケーションの場所をつくる必要があると思います。なかなか難しいときには、東京都立ろう学校へ行って経験、交流などをする機会をつくってもらいと、アイデンティティーをつくることができると思います。そのあたりの配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○部会長 ありがとうございます。そうしましたら、ちょっと私もお願いなんですけれども、今日も当事者団体の6団体からヒアリングがあったということなんですが、まだまだそれぞれの団体がいろんな思いを、そしてまた、これが進行していく中で新たに出てくる思いなどもあるかと思っておりますので、やっぱり当事者団体、家族の方も含めて、継続的に意見交換するような場をぜひ持っていたきたいとお願いできたらと思います。

○副参事 ありがとうございます。本で行われた作成委員会の議事録というか、議事要旨ですね。あとは、最新のガイドラインも近日中にホームページに



アップいたしますので、御興味のある方はぜひ御覧いただければと思います。  
よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○部会長 ごめんなさい、今日はそのように対応していただくといいと思うんですけども、今後継続的に交流するような場を持っていただきたいというのが、私はお願いしたところなんです。

○副参事 また検討させていただきます。次回11月にも作成委員会がありまして、傍聴していただくこともできますし、そこで御意見をいただくアンケートを書いていただくこともできますので、ぜひまた御案内させていただきますので、ホームページ等御確認いただければと思います。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。それでは、御予定があるということなので、もし今日意見を出し切れなかった方は、後で意見書等にというのもございますのでお願いいたします。

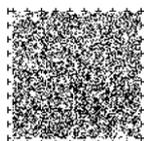
副参事、ありがとうございました。それでは、ガイドラインについては、取りあえず今日はここまでとさせていただきます。

それでは次に、2つ目、資料2になります。特別支援学級等の整備計画ということで、もう既にいろいろ御意見もいただいていますけれども、これにつきまして課長からお願いをいたします。

○支援教育課長 皆様、こんばんは。支援教育課です。

それでは、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和7～9年度）（素案）について御説明を申し上げます。本件は、9月2日の文教常任委員会で報告をしているものでございます。

1の主旨でございます。現在、令和4年3月に一部改定した世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画に基づいて、区立小中学校の特別支援学級の開



設準備等を進めてきました。今年度は3年ごとの計画の見直しの年となります。これまでの就学相談件数や特別支援学級への入学・進学者の増加率の状況を踏まえ、特別支援学級の将来的な需要数を分析したところ、小中学校の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級については、早急な整備が必要であることが明らかとなりました。教育振興基本計画に基づき、特別支援学級を希望する児童生徒の地域における学びの場の確保のために、令和7年度から9年度に取り組む整備内容を反映させた計画に改定するものでございます。

かがみ文、2の主な追加・変更内容についてです。既存の計画からの主な追加・変更内容としましては、(1)これまでの児童生徒数の推移や特別支援学級の状況を踏まえて、今後の児童・生徒数及び学級数予測の反映をしたこととございます。

(2)インクルーシブ教育の推進、全ての子どもが地域で学ぶことを基本とすることを見据え、特別支援学級・特別支援教室の整備方針に長期的な目標を追記したことです。

(3)は(1)、(2)を踏まえた令和7年度から9年度までにおける区立小・中学校における特別支援学級の新規開設の計画を記載したことで、以下の3の新たな整備計画の表にお示しのとおり、令和7年度から9年度までに小学校11校、中学校5校の合計16校に特別支援学級を開設する予定でございます。ただし、こちらの学校数につきましては現在調整中であり、変更の可能性がございます。

3ページ目以降の素案ですが、お時間の関係もございませぬので構成をお伝えさせていただき、詳細は後ほど御確認いただければと思います。

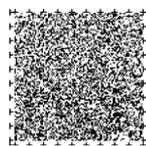
まず、4ページ目のはじめにを御覧ください。主旨でも御説明しました改定



の背景等を記載し、中段の部分に、特別支援学級の設置を進めることがインクルーシブ教育に資する点として、通学の負担を軽減し、居住する地域での学びの実現、児童・生徒の分散に伴う既存の特別支援学級の狭隘化の解消、特別支援学級で培われた指導方法の校内での共有による教員の指導力向上の3つを記載しております。

次に、6ページの第1章から16ページの第4章までは、今後の計画を立案する上での基礎データを記載しております。ここでは、今後、児童数については減少傾向にあり、生徒数については大きく変わらずに推移していくと見込まれること、就学・進学相談の件数が増加傾向にあること、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級に就学、進学する児童生徒の増加が推計されることを記載しております。

17ページ、第5章、特別支援学級・特別支援教室の整備に関する基本的な考え方にお進みください。(2)に整備方針を3つ掲げております。①の長期的な目標ですが、インクルーシブ教育の推進、地域の学校で学ぶことを基本とすることを見据え、特別支援学級等を全小中学校に設置することを将来的な目標としております。特別支援学級等の設置とインクルーシブ教育の推進により、各校の指導・支援力の向上を図り、教育環境の改善と地域の学校で学べる体制整備を進めてまいります。②の計画的な整備ですが、特別支援学級、特別支援教室を希望する児童生徒数を中期的に予測し、学校の空き教室の状況、改築計画、地域偏在を踏まえた上で、整備計画を策定し、計画的な学級の整備を推進します。特別支援学級等の設置は、人口推計、在籍児童生徒数、就学相談等及びインクルーシブ教育の推進といった教育施策の変化などを踏まえて3年ごとに見直し、柔軟に整備計画に反映させていきます。③は現行計画に記載の方針



と同様です。

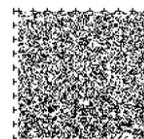
18ページからの第6章、小学校における特別支援学級の整備、23ページからの第7章、小中学校における特別支援学級の整備では、各学級における状況と予測を示すとともに、小中学校ともに知的障害学級、自閉症・情緒障害学級の児童生徒の増加が見込まれることを踏まえた開設計画を記載しております。

29ページ、第8章、小・中学校における特別支援教室の整備にお進みください。小中学校の特別支援教室についての状況を記載しております。中学校については、令和8年4月に開校する学びの多様化学校を教員配置する拠点校とするとともに、29ページの表に記載の拠点校、巡回校のグループは範囲が広いことなどを踏まえ、グループの再編を検討しております。

2ページのかがみ文にお戻り御覧ください。今後のスケジュールについては、4に記載のとおりでして、今後、案にしまして、今年度末に計画の改定を行う予定です。御報告は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。いろいろな方法を検討してくださっているのが分かりましたが、委員の皆様、今の御説明に関して御意見、御質問がおありの方、お願いをいたします。

○委員 ありがとうございます。インクルーシブ教育と両輪でこのことも進められているというふうに今聞いて、本当に安心していて、ぜひ自閉症協会の仲間にも報告したいと思っっているんですけども、ただ一つ、やっぱりこれも心配なのが、自閉症情緒障害学級のことでも相談を受けることが多くて、やっぱり自閉症の理解がある教員が圧倒的に不足しているということもあって、今後、特別支援学級の設置の中でだんだん育成されていくということは将来的には期待できるんですけども、今後増えるときの教員の確保とか、研修



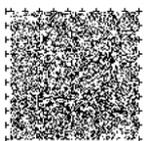
というのはどのように考えていらっしゃるのかというのをお聞きしたいと思います。

○支援教育課長 どうもありがとうございます。まず、教員の確保につきましては、教員は東京都からの職員でございますので、学級の開設に伴って東京都から教員が配置されますので、東京都から教員を確保するということとなります。ただ、その点、教員の公募とかにつきましては、区も学級を開設するので希望される方を公募という形で積極的に周知もしたりはしているところです。研修につきましては、教育委員会のほうで教員向けにも研修をしているようなところでございます。

お話しにあったとおり、自閉症・情緒障害学級については、なかなか今すごい伸びているところでして、実際この計画においてもかなり厳しいというふうに考えています。特に中学校については、まだまだ足りないのではないかとということで、引き続き開設できる学校がないかというところを今調整しているところです。やはり、知的障害学級も大変伸びているところであるんですけども、自閉症・情緒障害学級については、個別のスペースが知的障害学級以上に求められることもありまして、場所の確保が最大の課題でございます。以上です。

○部会長 ありがとうございます。本当に場はできても、そこできちんと教育をしてくださる方が大事ですので、よろしく願いいたします。

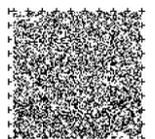
○委員 ちょっと整備のことについてお伺いしたいんですが、今、一般学校についても、議会の中でも、年間で2もしくは3ということで、かなりの学校の改築、増築いろんなものが遅れていると思います。それで、今いろいろ学校にお邪魔することもあるんですけども、特別支援学級をつくるのであるんだっ



たら、1階にしかつくりたくないじゃなくて、エレベーターの設置だとか、いろんなことを大がかりにやらなきゃいけないんだと思うんですね。そうすると、ユニバーサルデザインも含めて、学校の改築でそういうタイミングというものについては、これは都市整備領域といろいろ営繕とか、そういうことを福祉領域も含めて情報を得て、もちろん計画をしていくんだと思うんですよ。

それで、優先順位で、例えばどこどこの学校を具体的に何年までにやるというのは、今だと令和7年、8年ということになると、具体的にどこどこの学校をやっていくんだという見込みはまだ立っていないんでしょうか。例えば、令和7年であるんだったら、現在議会で令和7年度予算について、当然大がかりな計画ができていなかったら、今ある学校の場所を、既存で学んでいる子どもたちの場も動かさなきゃいけないわけじゃないですか。その辺の調査というのもできているんですかね。分かっている範囲でいいですよ、議会じゃないですからね。教えてください。

○支援教育課長 まず、改築とかにつきましては、区では、学校の校舎が老朽化していますので、今後改築等がございます。計画の中にも一部、令和10年度以降の予定として、改築年次に合わせて開設する学校というものも記載をさせていただいております。今後改築とかがある学校については、特別支援学級を整備する方向で動いているような状況です。これから7年度から9年度に開設する学校につきましては、ほぼ今ある校舎の中に何とか空き場所をつくっていただいて、開設するようなことを考えております。実際に、結構今まで1階とかの場所がメインではあったんですけども、どうしても1階にこだわってしまうと開設が難しいということもありますので、校舎の状況等を見ながら、2階以上のところに設置をするということも考えているような状況です。



以上です。

○委員 エレベーターは。

○支援教育課長 エレベーターにつきましても、既存の学校、今、一部つける学校もありますけれども、基本的には昔の建物であるため、まず昔の基準で造られた部分を直して、それからエレベーターを設置するという事でかなりの時間がかかります。例えば、肢体不自由のお子さんとかが、今後小学校に入られた段階だと、なかなかその把握がすぐにできていないので難しいんですけども、少なくとも小学校に入られたお子さんが学区の中学校にもし進学を考えていらっしゃるという想定があれば、早い段階で動いていきたいと思いますという事で、今、教育環境課とも調整を重ねているところでございます。以上です。

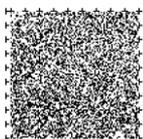
○委員 あわせて、ごめんなさい、ハード系のことばかりで。トイレの問題はとても大事なことだと思うんですね。車椅子等の方が、もし学びに来た場合、バリアフリートイレというのを設置することになりますか。それとも既存のトイレで改修してやってやるというのか、考え方はどちらですかね。

○支援教育課長 直接、所管ではないので正確な御回答は今難しいのですが、基本的にはトイレの改修とかも今学校では進めており、少なくとも校内に誰でも使えるようなお手洗いの整備をしているところですし、そういったお子さんが入学、進学される場合には、整備を進めていく方針であります。以上です。

○委員 令和7年からやるということですよ。改修も含めて。

○支援教育課長 そうですね、少なくとも開設までには必要な教室の整備とかを行っていくということになります。

○委員 今日は何校やれるという話ができない。この会議の中で、目標で令和



7年度はこのぐらいの学校を増やしていきたいというのは決まっていないんですか。

○支援教育課長 令和7年度については既に学校名も公表しています。小学校の知的障害学級については瀬田と用賀小、自閉症・情緒障害学級については京西小と玉川小、中学校の知的障害学級については尾山台中学校、自閉症・情緒障害学級については玉川となっていて、そのうち瀬田小学校は改築と併せての開設になりますので、造る段階から特別支援学級のスペースが確保されているような状況です。今言ったそれ以外の学校につきましては、ちょっと学校と調整を重ねまして、空きスペースとか、教室の校内の配置をいろいろ検討していただくことで、特別支援学級の開設スペースを確保していただき、休み中とかの時期を捉えて工事を進めている段階です。以上です。

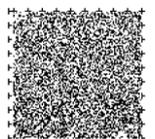
○委員 ごめんなさい、工事はお休み期間中にやるということ。

○支援教育課長 基本的には、ふだんの学校をやっている期間中は児童生徒が授業をやっている関係で、音が出る工事ができませんので、夏休み、冬休み、最悪春休みの段階とか、休みの機会を捉えて集中的に工事を行っているような状況です。以上です。

○部会長 よろしいでしょうか、ありがとうございます。トイレは性的マイノリティーの方のことなんかも話題になっていますのでよろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願ひします。

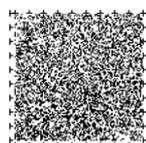
さっきのインクルーシブ教育のガイドラインと今の整備計画と、これって関係性がすごくあって、ハードとソフトということをよく言われますけれども、課長のハードは主に課題になるのかなと思うんです。実際、今ってどれぐらい



困っているというか、基本的に障害児への教育って全員就学の枠ですよ。就学猶予とか就学免除ということがあっちゃいけないという前提に立って進められていると思います。

そんな中で、学校へ行けない子どもたちというか、行きたくても行けない障害児、行ってもうまくいかない障害児というのって、世田谷区はどこかで把握できるものなんですかね。というのは、僕が小さいときなんかは就学相談というのがあって、学齢期になると呼び出しを受けて、あなたはどれぐらいの知能があるとか、障害の程度はどうかというので普通の学校に行けるとか行けないとか、大概行けないという判断をされることがあったりして、なかなか大変な状況があったなという記憶があるんですが、今というのは、そんなことはないですよ。どこかに行かれていますというか、就学期になった障害児の実態というのをちょっと聞きたいなというふうに思ったんです。

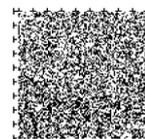
○支援教育課長 ありがとうございます。今、委員からお話がありましたとおり、昔はそういった就学のところがいろいろ難しいところもあったりですとか、過去にはありましたが、今は基本的には区内の住民票があるお子さんについては、全員就学が基本です。基本的には学区の、お住まいの近くの学校に就学をされることが原則です。就学相談というのも今も残っております。就学相談を受けられて、実際に御相談を受けて、就学相談でいろいろ相談を重ねながら、最終的に就学支援委員会でどこの学校なり、学級が望ましいかということもしますけれども、それはあくまで就学支援委員会としての意見ということになりますので、それについては保護者の方が従う必要はありません。保護者の方がその意見を聞いて、だけれども、通常の学級に進学したいということであれば就学もできますし、特別支援学校なり学級を希望されれば行けるというよ



うな形になっています。

○委員 こっちがいいよと言ったところに行かないと、何か悪い気がするとうか、それに背いてわざわざこっちに行って、そういうことをしているんだったら行政は知らないよみたいなことになったりはしないですか。心理的にとうか、ここがいいですよと言われているのに、やだ、こっちがいいというのはなかなかしんどい話かなと思うんですね。だから、ちょっとナーバスな課題とうか、希望があって、希望どおりにいけば一番いいけれども、現状、もしかしたらしょうがないかなと。本当は近いところに行きたいけれども、遠くまで行かないといけないのかなと思っている人がいるのかなとか、考え出すとすごく難しい問題で、どうしていくのがいいか。さっきのインクルーシブ教育ガイドラインの中にあるように、本当は理想的にはみんなが望む学校に行くことで、子どもたちが輝けるような教育を受けられることが理想なんだけれども、そこに行くまで大分道のりが遠いかなという実感を改めて今日しました。ありがとうございます。

○支援教育課長 お話のとおりで、インクルーシブ教育ガイドラインの作成のところでも、やはり、就学相談で圧といたしますか、そういった今強制はしないということになっていますけれども、やはり行きづらいというお話は伺っています。そういう意見が出てしまった場合に、通常の学級に行きづらいという親御さんの御相談もないわけではありませんし、そこはインクルーシブ教育ガイドラインができる中で、これから引き続き、望まれる選択に応じていけるように教育委員会としても取り組まなくてははいけませんし、なかなかそこを安心して選んでいただけるような学校の体制づくり、通常の学級でも学んでいける体制ということ、引き続き継続して取り組んでいく必要があるというふう



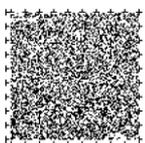
に考えております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。いろいろ検討してくださっているのが分かりました。

○委員 ありがとうございます。先ほどガイドラインの中では、多様性のある児童の種別の中に不登校のお子さんも含まれていたと思うんですけれども、今拝読している整備計画の中には不登校のお子さんについての記載はないなと思ったところから、ちょっと思い出したんですけれども、23区の他区では、たしか民間の学校法人さんと連携をして、不登校児に特化した私立の中学校をこの4月から開設して、運営を始めて、不登校のお子さんの教育に特化しているところがあるんですけれども、世田谷区さんとしては、官民共同で何かこういったインクルーシブ教育に関して話が出ていることというのはあるんですか。やっぱり、あまりにも理想論、なかなか実現不可能な次元にあると思うんですよ、はっきり言って。このインクルーシブ教育の幅が広過ぎて、やっぱり予算も限られた公的な教育の中だけではカバーし切れない部分もあると思うので、民間の知見だとか、そういった知識と協働して進めていくべき案件なのではないかなということを常に思っております。すみません、まとまりがなくて。

○委員 高次脳機能障害者と家族の会と申します。

ここにいろいろ障害別の学級のことなんかも書いてあるんですけれども、今、高次脳機能障害の小児の問題というのは大きく取り上げられていて、やっぱり就学中に事故だったり、病気だったりして高次脳機能障害になってしまって、今まで普通に暮らしていて、学校でお友達もいて、元気よくできたのが、急にできなくなってしまって孤立していくという、精神的にもすごくつらくてというような子たちをどうやって救っていくかというのが、今ここ5年ぐらい



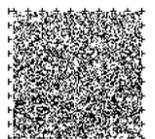
ずっと子どもの高次脳機能障害の支援を考えるというのが起きているんですね。だから、ここにないけれども、高次脳機能障害児というのもちろんと存在していて、その人たちの支援はとても大切だということを知っていただきたいと思います。

○支援教育課長 ありがとうございます。まず、不登校についてなんですが、不登校については、別に不登校のガイドラインというものがございます。世田谷区では、学びの多様化学校と、あとほっとスクールというものがあまして、あと民間との連携というところでは、オンラインでの学びの支援ということも今取り組んでいるようなところでございます。

ちょっと話が出ました学びの多様化学校、昔で言う不登校特例校を学びの多様化学校と言うんですが、今後、学びの多様化学校をほかにも1校開設する予定ということで、不登校の支援についても力を入れているような状況です。高次脳機能障害につきましても、そういったお困り事もあるということも認識をしながら、支援についても今後考えていきたいと考えております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。高次脳については、やっぱり、成人の場合も変わってしまった自分を受け止めるというのがとても難しい、お子さんの場合はさらに難しいと思いますので、ぜひいろんな御配慮をお願いしたいと思いました。

今大事な御指摘いろいろいただきましたが、ほかにこのことをぜひという方、オンライン参加の方もいらっしゃればお願いをしたいところですが。それでは、丁寧な御説明いろいろありがとうございました。本当に世田谷は教育に関して検討してくださっていることはよく分かりますし、やっぱり、私たち、社会人になってからを検討していることが多いんですけども、そののところ



にいろいろ関わってきますので、ぜひまた皆さんのいろんな御意見を受け止める場も御検討いただけたらと思いました。ありがとうございました。

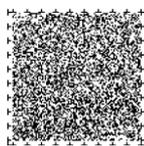
そうしましたら、いろいろ大事な御指摘をいただきましたけれども、今日、もう一つ大事な課題として、高次脳機能障害の方への支援ということで、いろいろ検討していただいたことを資料1にまとめていただいています。それでは、資料1の御説明は、課長、お願いいたします。

○障害保健福祉課長 障害保健福祉課長でございます。高次脳機能障害支援に関する検討状況について御説明をいたします。

資料をおめくりいただきまして、本日の主旨でございますが、令和2年度に世田谷区議会に趣旨採択されました家族会から出された高次脳機能障害への支援に関する陳情、また、令和3年度に保健センターで実施しました高次脳機能障害者の相談支援体制等に関する調査研究を踏まえまして、この間の高次脳機能障害支援に関する検討状況を報告するものでございます。

3ページ目でございます。平成30年以降、現在に至るまでの経過になりますが、詳細につきましては次のページ以降で御説明をいたします。

続いて、4ページでございます。区における高次脳機能障害支援の経過でございます。平成30年度末までは、表の上にありますとおり、区立総合福祉センターにおきまして、相談支援から自立訓練までの高次脳機能障害支援を一体的に行っておりましたが、この総合福祉センターの廃止に伴い、これまで一体的に支援していたものを区立保健センターと東京リハビリテーションに機能分割して移行することとなりました。まず、令和元年の4月に、うめとびあの民間施設棟の東京リハビリテーションセンター世田谷を開設しまして、こちらで生活訓練や機能訓練といった自立訓練の部分を担うこととなりました。

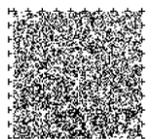


次に、左側ですけれども、令和2年4月に保健センター等が移転するなどしまして、区複合棟が開設しまして、こちらで相談支援、支援者養成、相談・講演会等の機能を担うこととなります。各施設における支援体制の詳細は右側に記載のとおりでございます。上下の矢印があるとおり、両者が連携しながら高次脳機能障害の支援を行うこととしておりました。

続いて、5ページ目でございます。実際に機能移行後の令和2年12月に高次脳機能障害者の家族会から先ほどの陳情が区議会に提出されて、趣旨採択をされております。陳情の要旨としては2つございまして、総合福祉センターで行ってきた相談、評価、訓練の総合支援が保健センターと東京リハビリテーションセンターで役割分担されたが、機能していない。現状の把握、検証、責任業務の確認を早急に行い、支援体制の立て直しを求める。また、2番目として、高次脳機能障害相談支援センターを立ち上げ、92万区民が脳血管疾患、頭部外傷の後遺症である高次脳機能障害になっても、安心して世田谷区でリハビリが受けられる拠点を設置してほしいというような陳情が寄せられております。

この陳情を受けまして、次の6ページ目になりますけれども、保健センターでは高次脳機能障害者の支援体制等に関する調査研究ワーキンググループを設置しまして、令和3年5月より相談支援の調査研究を行いました。調査研究における主な意見としては、①から⑤、情報提供、相談支援、通所支援、研修、家族支援に関するものが挙げられております。

7ページでございます。また、この調査研究では、重点項目とその目指す方向性が示され、具体的には、1番目として、相談窓口を区民に分かりやすく提示する、2番目として、医療機関に周知、訪問を行う、3番、支援拠点の明確化と後方支援体制の構築、4番目として、当事者と家族の地域生活を支える機

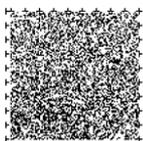


能整備、5番目として、事業者や支援者向けの研修の充実を図るといったものが方向性として示されております。

8ページ目でございますが、この調査研究以降、保健センターでは、高次脳機能障害担当の体制の強化ですとか、窓口の明確化、連絡会、研修会などを進めておりました。区としましても、支援の在り方につきまして検討を進めまして、こちらの表でございますとおり、区が目指す標準的な支援スキームをまとめております。まず、表の中央部に保健センター専門相談課、東京リハビリテーションセンターを含めた梅ヶ丘拠点「うめとぴあ」を区の高次脳機能障害の拠点として位置づけております。

また、この表の見方でございますが、まず、左側から脳疾患等で医療機関に入院された方については、医療機関から保健センターに紹介されるケース、また、実際に退院されてお困り事が生じて保健センターに相談するケース、また、下のところですが、区の障害ですとか、高齢系の相談機関を利用して、相談機関から保健センターにつながるケースなどを想定しております。

真ん中、保健センター専門相談課でございますが、医療機関や相談機関からつながれたケース等につきまして、②の相談支援の役割を担いまして、ニーズの整理やアセスメントによりまして、右側にあります東京リハビリテーションセンターの訓練につないだりですとか、その下の障害福祉サービス、介護保険サービス、また保健センターで行っている自主事業であるとか、法外サービス、その他様々な社会資源につなげていきながら、その後も関係を維持しながら、支援を継続していくということを考えております。特に、上の赤い点線のところですが、梅ヶ丘拠点の部分につきましては、保健センターから東京リハビリテーションセンターの訓練につないでおられなくて、左向きの矢印

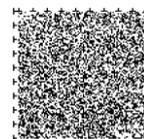


のとおり、訓練終了後の地域生活についても、保健センターと一緒に一体的に支援を行うことで、両者の連携の強化を進めていきたいと考えております。この支援の中心となるうめとびあの拠点につきましては、連携の支援や強化をこの10月から試行実施の取組として開始したところでございます。

続いて、9ページ目でございますが、試行実施の内容でございます。今年度、主に課題として検討したものは3つございます。課題(1)としては、梅ヶ丘拠点としての保健センターと東京リハビリテーションセンターの連携した支援に関するものでございます。試行実施の取組としては、東リハの終了前のカンファレンスに保健センターが参加するですとか、東京リハビリテーションセンターの利用者の中で困難なケースの方に対して、保健センターも連携して支援を行う、また、保健センターも訓練利用者や家族に知ってもらうための東リハでの出張相談会を行うといったようなものを試行実施で取り組んでまいります。

10ページ目でございます。次は、保健センターにおける相談支援に関するものでございます。試行実施の取組として、入院中から保健センターが関わられるように医療機関への働きかけを強化していくというところと、適切な支援の組立てやつなぎを関係機関と連携を行っていくとともに、支援者としての継続支援を実施していくこと、3番、関係者の意見も踏まえて相談支援のリーフレットを作成し、保健センターの相談機能の周知を改めて強化を図っていくという3点でございます。

続いて、11ページ目でございます。次に、課題(3)としては、地域における相談支援に関するものでございます。試行実施の取組としては、地域研修会、関係施設連絡会について、地域の支援機関がおのものの役割について理解、共

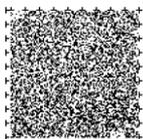


有し、役割に応じた支援が提供できるような会の目的だとか、開催方法などを見直してまいります。また、高次脳機能障害者への支援経験やノウハウが少ない機関等に対しまして、保健センターの相談員や専門職が助言を行うといったものになります。

最後、12ページ目でございます。今後のスケジュールでございます。令和6年度10月より試行実施に取り組んでおります。7年度、8年度、この試行実施の継続と評価、検証を行いまして、令和9年度以降、本格実施ということで進めてまいりたいと思っております。説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 御説明ありがとうございました。保健センターと東京リハビリテーションセンターとの連携というようなところで、新しい形ができてきている、検討されているようですが、このあたりについては陳情書を出したお立場なども含めて、委員、まず口火を切っていただけますでしょうか。

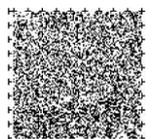
○委員 もう令和2年だったんですね、陳情を出したのが。随分たっているんですが、もうちょっとさくさくと行くかなと思ったけれども、なかなかです。それで、なぜ陳情書を出したのかというと、総合福祉センターの中では相談も評価も訓練も全部やっていて、それが同じ建物で、同じスタッフがいっぱいいる中でやっているの、行きつ戻りつ、評価して訓練はしたけど、やっぱりこうだよねと戻ったりとか、そういうことが自由にやれていたんですね。それが完全に分断されて、評価だけやって、それでなおかつ、後から分かったけれども、なかなか東リハに送っていなかったんですね。伝えていなかったんですね。直接ふらっとに行っちゃったりとか、いろんなどころへほかに行っていたりして、私の中のイメージの総合福祉センターの中で一生懸命やって、少して



も機能がよくなって、それじゃ次のところに行きましょうというふうにやっていたことが行われていない現実があったんですね。

やっぱり、どうですかとお聞きすると、いや、送ったのは僅か何人だからという感じで、そういうお返事があったので、それじゃ全然意味がないという感じだったし、相談してもどこにつないでいるのか、だから、東リハはそんな感じで、直接保健センターから受けた人以外の人たちも訓練をやっていたりして、その先は全然誰も把握していないので、2年という訓練が終わったらどこかへ行っちゃったり、どこへ行っているんでしょうねみたいな感じになっていて、何か全然把握できていない状況が続いていたので、これはまずい、こんなんじゃ全然、総福でやっていたようなことができていないのはまずいと思っていて、私は本当に総福でやっていたことをすごく、ああ世田谷ってやっぱりすごいなと思っていて、全国レベルで世田谷はいいんだよという話をしていたのが、こんなのとて、世田谷は今がたがたですって言えないよねという感じがすごくつらかったので陳情をしたんですね。

ここに書いてあるように、それこそ調査研究にも加わっていろいろやったんですけれども、やっぱり皆さんが全然つながりみたいな部分を、それぞれにいろんなことをやっていたらしゃって、ほかの自治体よりは世田谷区は確かにいろんなことをやっていると思うんだけど、それがちゃんとみんながうまく連携が取れていて、当事者の家族からすれば、どこへ行って、どういうふうにつないでくれるのか、その先どうなるのかというのが全然見えてこない。そもそも建物、ハードから言っても、保健センターが2階の階段を上がったところに1部屋にびっしりいるけれども、そのカウンターもちゃんとなくて、相談するという雰囲気でもなく、最初の頃は廊下にパーティションを置いて相談を受

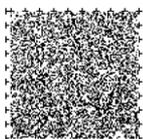


けているみたいな、個人情報いっぱいなのに廊下でやっていたりとか、そんな状況で、何を考えているのかというところがものすごくつらかったんですね。

その辺は私がさんざん言ったこともあり、皆さんも声を上げて変わってきていて、大分つなげていくよということは見えてきたんですが、行きつ戻りつをつなげるというのは、すごく小まめに、お互いに理解し合ってやらなきゃいけないんだけど、そこがなかなかやっぱり、組織が違うとうまくいかないの、ここをどういうふうやっていくかというのが大事かなといつも思っているんです。

特に失語症の方たちなんかは、独自で総福で自主グループや何かをやってたんですね。今、会話パートナーさんたちが支援して、10個の自主グループがあるんだけど、そこが高齢化しちゃって新しい人が入ってこない。なぜかといったら、東リハで訓練した人たちがどこへ行っちゃっているか分からない。総福で訓練して終わった人たちが、そういう自主グループにみんな紹介して、自分のうちに近いところでというふうに通っているはずだったのが、東リハで訓練した失語症の人は終わったらどこへ行っているのか分からない、こっちへ戻してくれないみたいなところがあったりして、本当に今高齢化で自主グループもだんだん人数が減ってきているみたいな感じで、何かいまちつながらない。私たちからすればもどかしい。

せっかく、みんなやろうとして頑張っているし、区もこうやって一生懸命考えてくださっているんだけど、実際動いていないというのがすごくつらいので、その辺、何が悪いと言えないんだけど、でも、やっている人たちは本当にいっぱいいて、本当に一生懸命やったださって、いいお仕事をしてくださっている人たちがいっぱいいるんだけど、当事者家族からちゃんと見

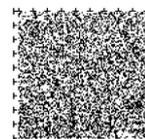


える形でやっていただきたいし、責任を持って最後までずっと伴走して行ってほしいな。この障害は治るわけでもなく、年を重ねるとまたいろいろ変わってくるので、ずっと伴走して行ってほしいなと思っているので、是非こういう形でやっていますとおっしゃるのですから、私もずっとお手伝いしますから、どうぞ今後ともよろしくお願いします。

○部会長 委員、ありがとうございました。やはり、保健センターと東リハという2つの連携がなかなかうまくいっていない。先ほど御説明があった東リハが終わってからの保健センターという流れがきちんとできたりすることも大事なのかなと思ったんですが、今の委員の御意見を聞いたところで何かございますでしょうか。

○障害保健福祉課長 委員、ありがとうございます。令和2年度に陳情いただいて、ちょっと時間がかかっているところは大変申し訳なく思っておりますけれども、今年度に入りまして、まず、保健センターと東リハの関係をちょっとしっかりやっていこうということで、現場レベルでの担当者の作業部会を3回ほど行いまして、実際どこが問題になっているの、課題になっているの、困っているのみたいなところを本音ベースで、膝を突き合わせて話合いするようなところを設けまして、徐々に今関係ができつつありますので、その関係をうまく今後の高次脳機能障害者の支援につなげてまいりたいというふうに思っております。

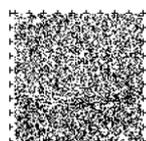
また、最後、失語症の自主グループのお話も出てきておりますが、今年2月ですかね。東京リハビリテーションセンターの自立訓練が終わった後の方が一度集まって、OB会みたいなことをやったということもございますので、そういった会とか、訓練が終わった後の方のフォローなんかもちょうと一緒に考え



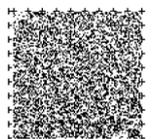
ていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員 全国的に見ると、ほかの自治体の中では、高次脳機能障害支援センターというのを立ち上げて、そこへ行けば何とかどこかに、そこで全部やっているわけじゃないけれども、こういうところに行けばこういうことができますよということを御案内したりとか、コーディネーターがそこにいてやっているんです。それで、世田谷だと、さっきも言ったように有能な人たちがいっぱいあちこちでやってくださっているけれども、本当にどこへ行っていいか分からない。すごい人だと10か所ぐらいあちこち声をかけて行って、あなたのところにも来たのね、うちにも来たのよみたいな感じの情報だけは来るんですけども、やっぱり、ここへ行けばつながるという場所を本当につくってほしいというのを最初の陳情のときからずっと言っているんですが、ハードのものはつくれませんとずっと言われていて、保健センターが専門相談だから、ここならなれるかなと思ったけれども、さっき言ったように、2階でどこにあるかもよく分からないような場所だったりして、もう本当にこれだけの人たちがうまく機能していけるようになるために、何かもうちょっと工夫していただければうれしいなと思っています。本当は保健センターか何かがやってくださるといいんですけども、高次脳だけの専門相談ではないということなので、やっぱり高次脳に特化した支援センターというのをつくっていただきたいと常に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 御家族の立場からは、そのような切実な御意見が出たというところで、世田谷としてどうしたらというのは、また御検討いただけたらと思います。



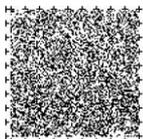
○委員 この議題は、高次脳機能障害の現状についてのことなんですけれども、私も推進協の委員を長年やらせていただいています。歴代の管理職、課長の前任、またその前の方から、東リハと保健センターの行き来というか連携、これは、私は今でも覚えているのは、自立支援協議会の会長である委員が東リハの状況はどうなっているんだということで、私も同感であるということで、あまり言いたくないことでしたけれども、私たちは視覚障害の自立訓練がどういう状況になっているかということ、当会は残念ながら陳情を出すだけのエネルギーがなかったので、役所に一生懸命訴えました。でも、現状は前へ進んでいません。ということは、この推進協というのは、今日は高次脳機能障害のことですけれども、ぜひお願いしたいこととして、障害者福祉団体連絡協議会からも各団体の東リハとの懇談会、1回だけやりました。その後、各団体で進められていることもあれば、共通でやらなきゃいけないこと、たくさんあるんですよ。今、課長がいろいろ調整役をおっしゃって、やっていらっしゃると思います。でも、現場の団体にはフィードバックされずに、やはりやらないというのはいけないんじゃないかと思うんです。これからは、行政だけではできないところは三位一体で、行政、東リハ、保健センター、そして障害者団体と顔を突き合わせて、いろんな課題をしてどうやったらいいかというような、ノーガードで打ち合いをやるような状況がなければ、前へ前へ進まないと思うんですよ。陳情を出せる団体はエネルギーがあって頑張っています。でも、今聞いていて、令和2年にやったのが、やっと令和6年で、4年で実現化というか、こういう課題がある。似たようなことはたくさんあるじゃないですか。だから、やっぱりお金に変えられない東リハのフィードバック、例えば5年たつてあるならば、ちゃんとチェックする、そして、何が課題だということ、や



やっぱりやっていくようなきっかけをつくっていただきたいんですよ。前部長のときにも推進協の場で私は必死に訴えましたよ。あのときの勢い、議事録を見ていただければ分かります。具体的に、言ってはいけないような具体的にこういうことがあったまで申し上げました。でも、やっぱり変わっていないんですよ。

何が言いたいかという、我々も自立訓練の先生が足りない、足りないんだったらどうするかということを考えないと、もう来年の4月にはまた人が替わっていなくなるということは、どこにもあることですよ。人材育成、これはやっぱり区も応援する、我々も一生懸命やっている、そのようなことをしなければ、世田谷は素晴らしいといっても、今、委員もおっしゃっていたけれども、我々が訓練で足りないところはどこへ行くのといったら、また違うところに行って訓練を受けているんです。そんな状況が続いていますよ。恐らく、形に見えないところでこういうことがあって諦めちゃったのか、それとも、1年半で訓練は終わりにしようとしているのかという視点では、何のためのセンターなのかということをもう一度やっていかないと、東京都全体の視覚障害の訓練センターはもうパンクしていますよ。

地元でできるメリットを考えなければ、東リハ、そして保健センターをこうやって分離するじゃないけれども、やらなきゃいけないときは、委員と同感の意見として、総合福祉センターはすばらしかった。でも何なのということは、やっぱり言ってはいけないことだと思います。そこをもう1回、我々の障害団体と一緒にやるようなきっかけをつくっていただけませんか。できないなら連協が働きかけるように、連協からリクエストしていきますよ。こういうことはできませんか。



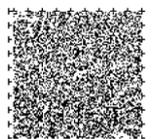
○障害福祉部長 障害福祉部長からお答えいたします。

まず、委員から厳しいというか、現状の意見をいただいたというふうに認識しております。この間、高次脳機能にかかわらずですけれども、東京リハビリテーションと区で定期的に現状認識の共有化の会議体はやっております。実際、別に東リハのことをフォローするつもりはありませんけれども、東リハができた当初の頃は、なかなか全ての事業がうまくいっていない状況があったと思います。ただ、委員の御指摘の部分は、まだ十分機能していない部分はあるとは思いますが、それ以外でちょっとうまく回り始めた部分もあろうかと思えます。それも踏まえて、ちょっとこの件については、この場でそういう機会を設けますと私の一存では決めかねるところもありますので、一旦引き取らせていただいて、東京リハビリテーションにも推進協でこういう意見があったのでどうかという投げかけはちょっとしてみたいというふうに思います。以上です。

○委員 相手方に怖がらないでと言ってください。僕が出てくると怖がるんですよ。分かりますよ。でも本気ですからね。よくなったらありがとうございますよ。よくなっていないから、こういうことを繰り返すんですよ。分かりますよね、それは。

○障害福祉部長 私も委員とは長い付き合いなので、そこは十分、相手にも私から言えば、理解していただけるかどうか分かりませんが、そこはある意味、私も福祉の世界が長いので、こういうときって逃げないというのが一番の相互理解につながるというふうに認識しておりますので、そこはちょっと東リハとも話をさせてもらえればと思います。

○部会長 部長、ありがとうございました。



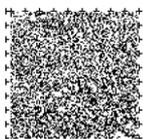
そうしましたら、今、すみません、固有名詞が出たんですけれども、副部長、何か補足していただけることがあったらお願いいたします。

○委員 今の話題でありますけれども、やはり、東リハがよりよい形での区民福祉に貢献して下さるような方向性、今、少しずつは進んでいるということでありまして、やはり当事者の委員の方も含めて、まだまだ道のりは遠い部分もあるのかなと個人的には思っております。とはいえ、世田谷の大変重要な福祉資源の一つでもありますので、何とかよい形で区、そして東リハ本体、当事者の方々、また関係する皆さんと、ちょっとこれは甘いというふうに言われるかもしれませんが、育てていくという言い方をしてもよろしいかと思っておりますけれども、ぜひ、東リハに頑張っていたきたいなというふうに思っております。まだまだまだ途上にあるというのは、私は委員と同じ認識でございます。以上です。

○委員 すみません、手短に。高次脳機能障害支援に関する検討状況の資料の8ページ、スキームの中に、東リハの中にある基幹相談支援センターの文言がないのがちょっと違和感があって、基幹相談支援センターの相談支援の体制を強化して、高次脳機能障害の方をつなぐべきところにつなげるように体制を見直されたらどうかなと感じました。以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘ありがとうございます。ほかに高次脳関連のところでございますでしょうか。

そうしたら、私もちょっと意見なんですけれども、今、委員が基幹相談の機能がどの辺にあるというふうにおっしゃって、私も最近、高次脳機能の方の支援をしている方とお会いしたときに、高次脳の方の問題として、やっぱり障害を持ってしまったために子育てができないとか、あるいは夫婦関係が非常に厳



しくなるというようところが、地域の支援をしていると一番問題だというような声を聞いたりもしたんですね。そういうところからすると、先ほど委員もどこに相談を持っていったらいいのか分からないというふうにおっしゃっていましたが、やっぱり基幹相談支援センターとしての役割というのは、これからますます大きくなってくると思いますので、ぜひ御本人の支援もそうなんだけれども、やっぱり家族のいろんな困難性みたいなところもどう受け止めるかというところで、きちんと機能ができる相談機関であってほしいなみたいに思います。意見です。

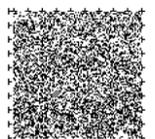
ということで、ほかにまだ御発言しそびれている委員の方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、どうぞ、委員。

○委員 前回、協議会の中で意見を言うことができなかったので、意見書を後日メールでお届けさせていただきました。意見書を以前にもメールで送らせていただいたことがあるんですが、その際には、議事録と併せて回答書のようなものをいただいていたと思うんですが、今回から様式は変わっていますか。

○部会長 意見書の様式ですか。

○委員 いえ、違います。意見書を出した場合、前回の協議会の後にこういった意見がありましたということと、意見に回答をつけていただいていたと思うんですけれども、今回は見当たらないようなので、方法が変わったのかなと思いまして確認させていただきました。

○障害施策推進課長 すみません、事務局です。協議会が終わって、その後に御意見いただいた後に、個別に回答する場合があります。そういう意味で、意見書の紙自体は変えていないので、御用件として確認させていただきたいんですが、今の御認識としては、意見を上げたんだけど、それに対する



答えが返ってきていないという御認識でよろしかったですか。

○委員 メールでの意見はいただきましたといったようなお返事はいただいているんですが、前回まではメールを送ったりとかすると、意見回答書という形で、議事録と併せた形で皆様に配付して下さった公のものになったのかなと認識をしておりましたので、今確認をさせていただきました。

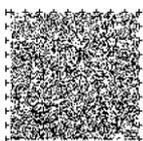
○障害施策推進課長 確認の上、またお配りできるようにいたします。

○委員 よろしくお願ひします。

○部会長 委員、ありがとうございます。今、意見書のことなども出て、この御説明も事務局でまたあるかとは思っているんですが、すみません、戻って、高次脳機能の資料1関連のところでは、皆さん御発言しそびれている方はいらっしゃるということでもよろしいでしょうか。オンライン参加の委員の方も大丈夫でしょうか。

そうしましたらば、今日用意していただいたことは報告事項も含めて、一応これで終了とさせていただきますが、まだ発言しそびれている委員の方もいらっしゃるんですけども、議題などとは直接関係はないけれども、このことは発言しておきたいという委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思いますが、特に大丈夫でしょうか。

○委員 ちょっと情報提供だったらやっちゃいます。12月3日から9日まで障害者週間です。うめとぴあで11月26日から12月8日まで作品展と自主生産品、そして、12月8日の午前中は区長表彰状と感謝状授与式があります。そして、午後に、久々に各障害者団体8団体ありますけれども、PRを行うことにいたしました。本来ならば区民会館で行うべきことなんですけど、まだまだちょっと私たちの障害当事者が使うには難しい問題がございまして、あそこのうめとぴ



あで行っております。お時間がありましたら、各団体のいろいろな力作等もございまして、今回は240人入るお部屋を取っておりますので12月8日も——ちょっとチラシ関係が、今日お持ちしていないでしょう。やっていないよね、事務局ね。

○障害施策推進課長 今日お持ちしていないです。すみません。

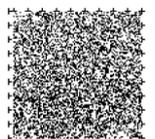
○委員 ということで、またホームページにのっかりますので、私、実行委員長という立場で今お話しさせていただいておりますので、よろしければ御紹介いただきますと幸いですので、よろしく申し上げます。以上です。ありがとうございます。

○部会長 情報提供ありがとうございました。そうしましたら、事務局からも情報提供がありがたいと思いますのでお願いをいたします。

○障害施策推進課長 本日は皆様ありがとうございました。今、委員からふれあいフェスタの御案内もいただきました。チラシもできておりますので、また御覧いただければと思います。

そのほか、お知らせ、事務連絡がございます。まず1点、お知らせですが、自立支援協議会のシンポジウムも12月にございます。こちらは毎年やっているものでして、12月20日夕方、18時半から成城ホールにて行います。テーマといたしましては、「どうする？ 障害福祉の人材不足」というテーマで、ゲストをお呼びしてパネルディスカッション等を行うというふうに聞いてございます。御確認いただければと思います。ぜひ御参加ください。

続いて、事務連絡です。1点目は、意見提出のお願いです。前回と同様、御意見ございましたら、用紙、ファクス、メール等で提出いただければと思います。



2点目、本日の議事録についてですが、これもいつもどおり案を作ったものを皆様にお送りしますので、御確認いただければと思います。

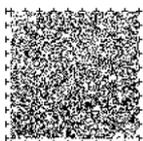
3点目、次回の日程でございますが、この協議会3月の月上旬頃、次回予定してございます。詳細決まりましたら、また御連絡差し上げます。連絡は以上でございます。

○部会長 御連絡ありがとうございました。今、自立支援協議会のシンポジウムの話も出ましたが……。

○委員 ごめんなさい、言いそびれちゃって。先ほどお配りしたチラシがあるんですが、私が理事長をやっております東京高次脳機能障害協議会が実践的アプローチ講習会というのをやっております、今年2回目、12月22日にあるんですが、その2番目に、ここの会の委員をお呼びして、親亡き後の問題というお話をしていただきます。委員はあちこちで講演なさっているから、皆さんお聞きになった方はいっぱいいらっしゃるかもしれないけれども、これは高次脳機能障害に関係するだけじゃなく、いろんな方に共通する悩みだと思うので、もしよろしかったら。これはZ o o mなんですね。なかなか会場でできないので、Z o o mでやりますので、お申込みいただければ聞けると思いますので、どうぞ奮って御参加ください。委員、よろしくお願ひします。

○部会長 実は私も最近、委員に親亡き後の話をさせていただきました。ボランティアで無償でお願いしちゃったんですけども、本当にとってもいいお話をさせていただきましたので、ぜひいろんな方に聞いていただけたらと思います。ありがとうございます。

ほかに何か情報提供おありの方はいらっしゃいますか。あと、自立支援協議会のシンポジウム、副部会長は何か、いいですか。委員も何かございました



ら、どうぞ。

○委員 いや特に大丈夫です。ありがとうございます。

○部会長 ほかに、オンライン参加の委員の皆様も情報提供とかも含めて何か御発言しそびれている方、御発言があればですけども、よろしいですか。

それでは、今日は本当に教育関連で大事なお話をたくさんいただきましたし、高次脳関連、それからやっぱり相談の在り方等、いろいろ大事な御意見が出たと思いますので、委員の皆様ありがとうございました。

それでは、本日の案件については以上で終了とさせていただきたいと思えます。いつも貴重な御意見たくさんありがとうございます。本当にお疲れさまでした。ではまた、3月よろしくお願いたします。

午後8時25分閉会

